

2020年10月1日

お客さま各位

敦賀信用金庫

手数料の新設に伴う普通預金規定等改定のお知らせ

当金庫は、2021年1月1日から「未利用口座管理手数料」を新設することに伴い、同日より普通預金規定等を下記のとおり改定致します。

改定後の規定をご要望の際は、2021年1月1日以降当金庫ホームページに掲載致しますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の改定の対象となる預金規定

- (1) 普通預金（無利息型を含む）規定
- (2) 総合口座取引（普通預金無利息型を含む）規定
- (3) 貯蓄預金規定

2. 規定改定日

2021年1月1日（金）

3. 改定内容

上記1.の各規定に以下の条項を新設致します。

○手数料の取扱い

(1) 未利用口座管理手数料

- ① 2021年1月1日以降に開設した預金口座は、当金庫のホームページ等で別途定める一定の期間預金者による所定のお取引がない場合に未利用口座となります。
- ② この預金口座が、未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫が定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。
- ③ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ④ 解約された口座の再利用はできません。
- ⑤ 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却致しません。

(2) その他の手数料

- ① この預金の取引に関するその他の手数料が、改正もしくは新設された場合でも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

以上